# 仕様書

## 1 案件名 令和7年度燃料油類

### 2 概要

香川県広域水道企業団が保有する公用車及び施設等への燃料油類の供給

#### 3 品目及び予定数量

品目		予定数量
レギュラーガソリン	フル給油所	96,000 リットル
レギュラーガソリン	セルフ給油所	7,300 リットル
レギュラーガソリン	配達	200 リットル
軽油	フル給油所	3,000 リットル
軽油	セルフ給油所	1,800 リットル
軽油	配達	1,300 リットル
混合油	フル給油所	400 リットル
混合油	配達	300 リットル
LSA重油	配達	3,300 リットル
灯油	フル給油所	500 リットル
灯油	配達	6,700 リットル

<sup>※</sup>ただし、当該数量の発注を保証するものではなく、過不足があった場合に香川県広域水 道企業団はその責めを負わない。

#### 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 納入方法等の条件

### (1) 給油所での納入(給油)

- ア 香川県内一円(直島町を除く。)の給油所で給油可能であること。
- イ 発注者が登録を希望した給油所の給油カード等を無償で発行し、所属別、車両別かつ 品目別に給油状況を把握できる体制を整えること。

また、給油カード等は公用車1台ごとに複数の給油所で発行が可能であること。

なお、車両の追加及び変更等や給油カード等の紛失やき損等が生じた場合は、発注者の依頼を受け、迅速に対応すること。

- ウ 発注者は、上記イで発行された給油カード等を該当の給油所で提示したうえで、3 に 記載の品目のうち、指定の品目を給油するものとする。
- エ 給油が完了した際には、その都度、納品書を発行すること。
- オ 緊急等の場合は、未登録の給油所であっても対応すること。

### (2) 施設等への納入

ア 発注者は、3に記載の品目のうち、指定の品目及び数量並びに納入先の施設等を発注 の都度、指定するものとする。

イ 原則として、発注日から起算して3日以内(香川県広域水道企業団の休日を定める条例

(平成30年香川県広域水道企業団条例第4号)に規定する休日を除く。)に、発注者が指定する施設等へ納品すること。

- ウ 納入時の保管容器等は発注者が用意するものとする。
- エ 納入が完了した際には、その都度、納品書を発行すること。

#### 6 契約方法

- (1) 本契約は、3に記載の品目ごとに1リットル当たりの単価契約とする。
- (2) 契約単価は、3に記載の品目ごとに見積もった金額(消費税及び地方消費税相当額を加算していない金額)に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。また、加算した金額に小数点第三位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。なお、軽油の契約単価には、軽油引取税を含むものとする。
- (3) 契約単価は、香川県内一円(直島町を除く。)で同一単価とすること。

## 7 請求方法

- (1) 支払は毎月払いとするため、納品が完了した月の翌月20日頃までに支払請求書を提出するよう迅速に対応し、可能な限り早期の提出とすること。
- (2) 支払請求書は、8に記載の所属ごとに作成し、各所属に提出すること。なお、支払請求書の宛名は全て香川県広域水道企業団企業長とし、各所属の名称を明記すること。
- (3) 支払請求書に記載する請求金額は、3に記載の品目ごとの契約単価にそれぞれ1箇月分の納入数量を乗じ、その結果生じた1円未満の端数を切り捨てて算出した金額を合計した金額とすること。

なお、支払請求書には納入品目名、納入した車両又は施設名、納入数量及び給油所等を 記載した納入明細書を添付すること。

#### 8 所属

- (1) 本部(水質管理課を含む。)(高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階)
- (2) 髙松ブロック統括センター(髙松市番町一丁目8番 15 号 髙松市防災合同庁舎2階)
- (3) 中讃ブロック統括センター(丸亀市飯山町川原 1114 番地1 飯山市民総合センター3階)
- (4) 西讃ブロック統括センター(観音寺市坂本町七丁目3番18号 香川県三豊合同庁舎3階)
- (5) 東讃ブロック統括センター(さぬき市津田町津田 1467 番地5)
- (6) 小豆ブロック統括センター(小豆郡小豆島町池田 2071 番地 2 池田保健センター 2階)
- (7) 広域送水管理センター(坂出市府中町 1265 番地 1)

#### 9 その他

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁が公表する「石油製品小売市況調査(都道府県別)」のうち、香川県の現金価格に基づき、発注者と受注者との双方協議のうえ、3に記載の品目ごとに契約単価を変更することができる。ただし、毎月25日の直前に調査された調査結果の価格を基準に契約時(変更契約が行われている場合は変更契約時)の調査結果の価格と比較し、2円以上の増減があった場合とする。なお、当初契約時においては、入札書又は見積書の提出締切日の直前に公表されている調査結果の価格を基準とする。
- (2) 経済産業省資源エネルギー庁が公表する「石油製品小売市況調査(都道府県別)」のうち、香川県の現金価格において、発揮油店頭のレギュラー価格に増減があった場合は、3に記載の品目のうち、レギュラーガソリン及び混合油を、軽油店頭価格に増減があった場合は、3に記載の品目のうち、軽油を、灯油の配達価格に増減があった場合は、3に記載の品目のうち、混合油、LSA重油及び灯油を契約単価の変更対象とする。
- (3) その他の特別な事由が生じたときは、発注者と受注者との双方協議のうえ、契約単価を変更することができるものする。
- (4) 仕様書に記載がない事項については、発注者と受注者との双方協議のうえ決定する。